

調剤済み処方箋の保存サービス利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関(以下「実施機関」という。)において維持・運営する電子処方箋管理サービスを用いた調剤済み処方箋の保存サービスに係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。なお、特に断りのない限り、次の各号に定める用語以外の本規約における用語の定義は、電子処方箋管理サービス利用規約に従います。

- 一 本サービス 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第24条第2項第5号に規定される薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤した処方箋(同法第12条の2第2項の規定により提供されたものに限る。)及び医師法(昭和23年法律第201号)第22条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第21条第1項の規定により交付され、当該薬局で調剤した処方箋に係る電磁的記録(以下「調剤結果情報」という。)を電子処方箋管理サービスを用いて保管し、サービス利用者が必要に応じて調剤結果情報を操作・取得等する調剤済み処方箋の保存サービス
- 二 本システム 調剤済み処方箋の保存サービスに係るシステム
- 三 薬局 健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた薬局及びその開設者
- 四 サービス利用者 本サービスの提供を受ける薬局

(本規約の適用)

第3条 本規約は、実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本サービス利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。
- 3 本規約は電子処方箋管理サービス利用規約の個別規約であり、通知・情報提供、知的財産権、準拠法及び裁判管轄、協議、本規約の遵守、利用時間・日程、委託、電子署名の付与、電子処方箋管理サービスへのファイル送信、サービス利用者の責任、禁止事項、利用規約に違反した場合の措置、善管注意義務、保証の制限、個人情報の管理、サービス利

用者が登録したデータの管理、情報伝達の責任分界、通信経路の責任分界点、運用・保守の責任分界点、免責等その他本規約において定めのない事項については、電子処方箋管理サービス利用規約が適用されるものとします。

(本規約の改正)

第4条 実施機関は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、実施機関は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

2 前項による改正後に、サービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

第2章 本規約の同意等

(利用申請)

第5条 本サービスの利用を希望する薬局は、医療機関等向け総合ポータルサイトで本規約の内容に同意の上、利用申請を行うものとし、利用申請を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。利用申請は、次項の承諾の拒絶又は留保の通知がない限り、承諾されたものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、実施機関は当該利用申請の承諾を拒絶又は留保できるものとします。なお、実施機関が申請の承諾を拒絶又は留保する場合、その旨を実施機関は申請者に通知するものとします。

- 一 申請者が実在しない場合
- 二 実施機関所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合
- 三 申請者又はその申請に係る薬局の代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合
- 四 前三号に掲げるほか、実施機関が不相当と判断する相当の理由がある場合

(サービス利用期間)

第6条 本サービスの利用期間(以下「サービス利用期間」という。)は1年間とし、各月の20日までに利用申請が行われた場合は翌月1日から、各月の21日以降に利用申請が行われた場合は翌々月1日から1年間を利用期間とします。サービス利用者の利用期間が満了する月の20日までに解約申請を行わない場合、利用期間は自動的に1年間更新されるものとします。

(利用料の支払)

第7条 サービスの利用料(以下「サービス利用料」という。)は別に政令で定められていると

おりとします。

- 2 サービス利用料の支払義務は、第5条第1項に掲げる利用申請を行った時点から発生するものとします。
- 3 サービス利用者によるサービス利用料の支払方法は、サービス利用者に支払われる社会保険分の調剤報酬支払額からの控除をもって支払われるものとし、サービス利用者はこれと異なる方法でサービス利用料を支払うことはできないものとします。本サービス利用期間1年分のサービス利用料は、利用開始月の翌々月(以下「控除月」という。)の調剤報酬支払日(原則21日)に社会保険分の調剤報酬支払額から控除され、利用料の支払が完了した旨は電子証明書発行等領収証書においてサービス利用者に通知されます。これ以降、サービス利用期間が自動的に1年間更新されるごとに、同様の時期に社会保険分の調剤報酬支払額から控除されます。
- 4 控除月において、調剤報酬支払額がサービス利用料を下回ることにより控除ができない場合は、翌月以降の調剤報酬支払日に調剤報酬支払額がサービス利用料を上回る場合に控除されます。
- 5 第3項の控除月から2ヵ月後の調剤報酬支払額からサービス利用料の控除ができない場合、実施機関はサービス利用者への事前通告なしにサービスの利用を停止することができるものとします。
- 6 政令の改正によりサービス利用料が変更となる場合、実施機関は、サービス利用料変更の約2か月以上前にサービス利用者にその旨を通知します。政令によりサービス利用料が変更されて以降、最初に到来する利用期間が満了する月の20日までにサービス利用者が本サービスの解約申請を行わない場合、更新後の利用期間に対して変更後のサービス利用料が適用されます。
- 7 実施機関は、本サービスの利用申請後の解約にかかわらず、既に支払われたサービス利用料について返金又は払戻しは行いません。

(解約)

- 第8条 サービス利用者が本サービスを解約する際には、医療機関等向け総合ポータルサイトで解約申請をしなければならないものとします。この場合、サービス利用者は、解約申請後も残りのサービス利用期間は本サービスを引き続き利用できるものとし、利用期間の満了をもって本サービスの解約となります。なお、調剤結果情報の取扱いについては、第13条第3項に定めるとおりとします。
- 2 実施機関は、サービス利用者が前項に基づき解約申請をした場合であっても、既に支払われたサービス利用料について返金又は払戻しは行いません。

(本サービスの変更)

- 第9条 実施機関は、本サービスの改善等を目的として、その裁量により本サービスに一部

の機能追加・変更を行うことがあります。なお、当該機能追加・変更については、機能追加・変更前の本サービス全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

(本サービスの休止等)

第10条 実施機関は、本システムの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

2 実施機関は、都合により本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。この場合、事前にその旨を実施機関が適当と判断する方法でサービス利用者へに通知し、全てのサービス利用者のサービス利用期間が終了してから本サービスの提供を終了するものとします。なお、調剤結果情報の取扱いについては、第13条第3項に定めるとおりとします。

第3章 サービス

(調剤結果情報を操作・取得等するための機能の提供)

第11条 実施機関は、本サービスを用いて、サービス利用者が電子的に調剤結果情報を操作・取得等するための次の各号に掲げる機能を提供します。

- 一 調剤結果情報の保存(電子処方箋管理サービスに登録済みの調剤結果情報であって、電子処方箋又は登録してから100日以内の紙の処方箋に係るものに限る)
- 二 調剤結果情報の取得(単件)
- 三 調剤結果情報の取得(一括)

第4章 サービス利用者の義務等

(本サービス利用のための設備設定)

第12条 サービス利用者は、本サービスに係る業務遂行上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本サービスを利用するものとします。

(調剤結果情報の取扱い)

第13条 調剤結果情報の保存期間は、薬局において調剤された日から5年とし、その後3か月の猶予期間を経過した時点で、自動的に本システムから削除され、その後に復元はできません。サービス利用者は、サービス利用期間中、調剤結果情報が本システムから削除される前に、必要に応じて調剤結果情報をダウンロードして取得することができます。

2 実施機関は、前項の規定により調剤結果情報が本システムから削除されることを鑑み、初回に限り、実施機関が適当と判断する方法でサービス利用者へに通知します。ただし、利

用開始月から実施機関が当該通知をしようとする間に、第8条に定める解約をした結果、利用期間が満了している場合には通知しません。

- 3 サービス利用者は、サービス利用期間終了後において、調剤結果情報を操作・取得等することができないものとします。そのため、サービス利用者は、必要に応じて、サービス利用期間内に、調剤結果情報をダウンロードして取得するものとします。
- 4 サービス利用者が本システムから削除される前に調剤結果情報のダウンロードを行わなかった場合に、調剤結果情報の消失・消滅によるサービス利用者へ生じた損害について、実施機関は一切責任を負いません。

(変更後の医療機関等コードに引き継ぐ処理が実施できない場合の取扱い)

第14条 サービス利用者が医療機関等向け総合ポータルサイトを通じて医療機関等コードの変更申請(承継申請)を行った際に、当該サービス利用者が承継処理を望まなかった場合、都道府県を跨ぐ場合、その他の変更前の医療機関等コードに対して発行したオンライン資格確認等システムで使用するマスタアカウント等及び電子処方箋の情報等を変更後の医療機関等コードに引き継ぐ処理が実施できない場合においては、変更前の医療機関等コードに係る薬局に対する本サービスは終了し、当該薬局の調剤結果情報について変更後の医療機関等コードに係る薬局が操作・取得等その他利用することはできません。この場合、変更前の医療機関等コードを有する薬局がサービス利用期間終了前に調剤結果情報を取り出すとともに、変更後の医療機関等コードを有する薬局の本サービスの利用に際しては、新たな利用申請及び新たな利用料の支払いが必要となります。

附則

- 1 本規約は、令和6年6月6日から施行します。
- 2 第7条第3項に掲げるサービス利用料の支払日について、令和6年7月及び令和6年8月に本サービスの利用を開始した場合、令和6年11月の調剤報酬支払日に社会保険分の調剤報酬支払額から控除され、翌年以降は、第7条第3項に掲げるとおりとします。令和6年9月以降に本サービスの利用を開始した場合、サービス利用料の支払日は、第7条第3項に掲げるとおりとします。

附則(令和6年12月10日改定)

- 1 本規約は、令和6年12月10日から施行します。

附則(令和8年4月1日改定)

- 1 本規約は、令和8年4月17日から施行します。